



2025 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社アイネット
代 表 者 名 代表取締役兼社長執行役員 佐伯友道
(コード番号:9600、東証プライム市場)
問 合 せ 先 取締役兼常務執行役員 今井克幸
電 話 (TEL. 045-682-0800)

**OFI・01 株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果
並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

OFI・01 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が 2025 年 10 月 3 日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2025 年 11 月 17 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2025 年 11 月 25 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社アイネット株式（証券コード：9600）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された当社株式の数の合計が買付予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

（1）異動予定年月日

2025 年 11 月 25 日（本公開買付けの決済の開始日）

（2）異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式 12,907,969 株の応募があり、応募された当社株式の総数が買付予定数の下限（10,171,800 株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、2025 年 11 月 25 日（本公開買付けの決済の開始日）に本公開買付けの決済が行われた場合には、同日付で、当社の総株主の議決権に対する公開買付者の所有する議決権の割合が 50%超となるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。これに伴い、公開買付者の親会社である OPI2002 投資事業組合及びオリックス株式会社（以下「オリックス」といいます。）も、公開買付者を通じて当社株式を間接的に所有することとなるため、当社の親会社に該当することとなります。

（3）異動する株主等の概要

① 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名	称	OFI・01 株式会社
-------	---	-------------

(2)	所在地	東京都港区浜松町二丁目4番1号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 三宅 誠一
(4)	事業内容	1. 投資業務 2. 経営及び財務に関するコンサルティング業務 3. その他前各号の業務に付帯又は関連する一切の業務
(5)	資本金	50,000 円 (2025 年 11 月 18 日現在)
(6)	設立年月日	2025 年 8 月 8 日
(7)	大株主及び持株比率 (2025 年 11 月 18 日現在)	OPI2002 投資事業組合 90.00%
		一般社団法人 OPI 10.00%
(8)	当社との関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。

(注) OFI・01 株式会社は、2025 年 8 月 8 日に設立された会社であり、確定した事業年度を迎えていないため、純資産及び総資産については、記載しておりません。

② 新たに親会社に該当することとなる者の概要

(1)	名称	OPI2002投資事業組合
(2)	所在地	東京都港区浜松町二丁目4番1号
(3)	設立根拠等	民法上の任意組合
(4)	業務執行組合員の概要	業務執行組合員①
		名称 オリックス株式会社
		所在地 東京都港区浜松町二丁目4番1号
		代表者の役職・氏名 代表執行役 高橋 英丈
		事業内容 多角的金融サービス業
		資本金 221,111百万円 (2025年9月30日現在)
		業務執行組合員②
		名称 オリックス・プリンシパル・インベストメンツ株式会社
		所在地 東京都港区浜松町二丁目4番1号
		代表者の役職・氏名 代表取締役 三宅 誠一
		事業内容 投資事業
		資本金 61百万円 (2025年10月31日現在)
(5)	当社との関係	
	当社と当該者の間の 出資の状況	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員の関係	当社とオリックスの関係については、下記「③ 新たに親会社に該当することとなる者の概要」の「(10) 当社との関係」をご参照ください。当社とオリックス・プリンシパル・

		インベストメンツ株式会社の関係については、該当事項はありません。
--	--	----------------------------------

③ 新たに親会社に該当することとなる者の概要

(1)	名 称	オリックス株式会社
(2)	所 在 地	東京都港区浜松町二丁目4番1号
(3)	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表執行役 高橋 英丈
(4)	事 業 内 容	多角的金融サービス業
(5)	資 本 金	221,111 百万円 (2025 年 9 月 30 日現在)
(6)	設 立 年 月 日	1964 年 4 月
(7)	連 結 純 資 産	4,521,858 百万円 (2025 年 9 月 30 日現在)
(8)	連 結 総 資 産	17,604,283 百万円 (2025 年 9 月 30 日現在)
(9)	大株主及び持株比率 (2025年9月30日現在)(注)	日本マスタートラスト信託銀行株式会 社 (信託口) 18.59%
		株式会社日本カストディ銀行 (信託 口) 7.96%
		STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 3.31% (常任代理人名 株式会社みずほ銀行 決済営業部)
		CITIBANK, N.A. -NY, AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY SHARE HOLDERS 2.33% (常任代理人名 シティバンク、エ ヌ・エイ東京支店)
		STATE STREET BANK WEST CLIENT- TREATY 505234 2.18% (常任代理人名 株式会社みずほ銀行 決済営業部)
		SMBC 日興証券株式会社 1.76%
		JP MORGAN CHASE BANK 385864 (常任代理人名 株式会社みずほ銀行 1.55% 決済営業部)
		JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人名 株式会社みずほ銀行 1.47% 決済営業部)
		BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT (常任代理人名 株式会社三菱 UFJ 銀 1.43% 行)
		JP モルガン証券株式会社 1.43%
(10)	当 社 と の 関 係	
	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	当社は、オリックスの連結子会社であるオリックス銀行株 式会社及びオリックス・レンテック株式会社との間でシス

		テム開発等に関する取引関係があります。
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。

(注) オリックスが2025年11月13日に提出した第63期半期報告書の「大株主の状況」より引用しております。

(4) 異動前後における当該株主等の所有する議決権の数、議決権所有割合及び所有株式数

① OFI・01 株式会社（公開買付者）

	属性	議決権の数（議決権所有割合（注）、所有株式数）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び主 要株主である 筆頭株主	129,079 個 (84.60%、 12,907,969 株)	—	129,079 個 (84.60%、 12,907,969 株)	第1位

(注) 「議決権所有割合」は、当社が2025年10月31日に公表した「2026年3月期 第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2025年9月30日現在の当社の発行済株式総数（15,475,524株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（217,932株）を控除した株式数（15,257,592株）に係る議決権の数（152,575個）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。

② OPI2002 投資事業組合

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社 (当社株式の 間接保有)	—	129,079 個 (84.60%、 12,907,969 株)	129,079 個 (84.60%、 12,907,969 株)	—

③ オリックス株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社 (当社株式の 間接保有)	—	129,079 個 (84.60%、 12,907,969 株)	129,079 個 (84.60%、 12,907,969 株)	—

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

今回の異動により、公開買付者、OPI2002 投資事業組合及びオリックスが当社の非上場の親会社となりますが、当社株式を直接保有することにより影響力を行使し得る立場にあり、意思決定及び事業活動に与える影響が最も大きいと考えられる公開買付者が、当社における非上場の親会社等として開示対象となります。

(6) 今後の見通し

上記のとおり、本公開買付けにおいて当社株式 12,907,969 株の応募があったものの、公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかったことから、当社が 2025 年 10 月 2 日に公表した「OFI・01 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続等により、当社の株主を公開買付者のみとすることを予定しているとのことです。

当該手続の実施により、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

今後の具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以 上

（添付資料）2025年11月18日付「株式会社アイネット株式（証券コード：9600）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

各 位

会 社 名 OFI・01 株式会社
 代表者名 代表取締役 三宅 誠一

株式会社アイネット株式（証券コード：9600）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

OFI・01株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年10月2日、株式会社アイネット（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、証券コード：9600、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年10月3日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2025年11月17日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

OFI・01株式会社
 東京都港区浜松町二丁目4番1号

（2）対象者の名称

株式会社アイネット

（3）買付け等を行う株券等の種類

普通株式

（4）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
15,257,622株	10,171,800株	—（株）

（注1）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（10,171,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（10,171,800株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（10,171,800株）は、対象者が2025年7月31日に公表した「2026年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者第1四半期決算短信」といいます。）に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（15,475,524株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（217,902株）を控除した株式数（15,257,622株）に係る議決権の数（152,576個）に3分の2を乗じた数（101,718個（小数点以下切上げ））に、対象者の単元株式数である100株を乗じた株式数（10,171,800株）となっております。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定していないため、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である対象者第1四半期決算短信に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(15,475,524株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(217,902株)を控除した株式数(15,257,622株)を記載しております。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買取することがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025年10月3日(金曜日)から2025年11月17日(月曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、2,530円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(10,171,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(12,907,969株)が買付予定数の下限(10,171,800株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第30条の2に規定する方法により、2025年11月18日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	12,907,969(株)	12,907,969(株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券	—	—
株券等預託証券	—	—
合計	12,907,969	12,907,969
(潜在株券等の数の合計)	(—)	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	129, 079個	(買付け等後における株券等所有割合 84. 60%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 ー%)
対象者の総株主等の議決権の数	151, 751個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2025年11月10日に提出した第55期半期報告書に記載の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が2025年10月31日に公表した「2026年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2025年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(15,475,524株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(217,932株)を控除した数(15,257,592株)に係る議決権の数(152,575個)を分母として計算しております(小数点以下第三位を四捨五入)。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

② 決済の開始日

2025年11月25日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等口座へお支払いします。

3. 本公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載の内容から変更はありません。なお、対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されていますが、公開買付者は、対象者株式のすべて(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、対象者を完全子会社化及び非公開化することを目的とした一連の手続を実施することを予定しておりますので、かかる手続が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

OFI・01株式会社

(東京都港区浜松町二丁目4番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以上

【勧誘規制】

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934)（その後の改正を含みます。以下同じとします。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリース及び本プレスリリースの参照書類の中に含まれ又は言及されている全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張しうる権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始できない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者及びその関連者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令及び米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 規則14e-5 (b)により許容される範囲で対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。その場合、市場取引によって市場価格で売買される場合や、市場外の交渉で決まった価格で売買される場合があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト（又はその他の開示方法）においても開示が行われます。

【将来に関する記述】

本プレスリリース及び本プレスリリースの参照書類中の記載には、米国1933年証券法 (Securities Act of

1933) (その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。本プレスリリース及び本プレスリリースの参照書類中の「将来に関する記述」は、本プレスリリース提出日時点で公開買付者及び対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。